

講演会「BC級戦犯を知っていますか？」

BC級戦犯として処刑された人々の平和への願いを記念して、遺書集『世紀の遺書』の印税で建立された“愛”^{アガペー}の像が東京駅丸の内駅前広場に戻って来たことを受けて、9月13日、内海愛子さんを講師に迎え、上記の会が開かれた。講演後に、法政大学学生製作のDVD『戦後補償に潜む不条理—韓国人元BC級戦犯の闘い』の上映があった。

【BC級戦犯とは】

A級戦犯は極東国際軍事裁判で、アジア太平洋戦争における[平和に対する罪]、[人道に対する罪]および[通例の戦争犯罪]の指導者責任で起訴され、25人が有罪判決、内7人が死刑となった。彼らには日米の弁護士が付き、通訳もあった。

一方BC級戦犯は[通例の戦争犯罪](捕虜虐待、住民虐殺、憲兵による住民虐待、戦時性暴力、民間人抑留等)に問われたもので、学徒兵、階級が下の人、一旦除隊後に再招集された人、また朝鮮人、台湾人等植民地から徴用された兵士、軍属等で(連合国の方針で日本軍所属の者は「日本人」として裁かれた)、その裁判は[大東亜共栄圏]全域で行われた。敗戦直後は日本から弁護士を派遣できないだけでなく、通訳も不十分だった。1946年4月26日、最初のBC級戦犯の死刑が巣鴨プリズンで執行された。

【1950年代以降】

朝鮮戦争をきっかけに状況が動く。巣鴨の管理にあっていた米国兵が朝鮮に移動し、日本の法務省が管理する刑務所となった。

1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約を発効し、日本は独立を回復。日本政府が「日本人戦犯」の刑の執行を引き継ぐ。戦犯は審査の上で仮出所となるまで巣鴨に拘留された。BC級戦犯の釈放はA級より遅れ、巣鴨プリズンの最終的解消は1958年であった。

1952年5月1日、法務総裁は、戦犯は国内法的には犯罪人ではないとし、所内の待遇が改善され、日本人戦犯は選挙権を行使し、やがて外出も許可された。戦傷病者戦没者遺族等援護法が戦犯にも適用され、軍人恩給が復活するとこれも適用された。刑死は[法務死]、[公務死]として靖国神社に合祀。最後にA級戦犯も合祀された。

【終わらない差別】

サンフランシスコ平和条約で日本国籍を喪失した朝鮮人や台湾人は、こうした処遇を受けていない。「日本人」戦犯として巣鴨プリズンにいた彼らは、今度は「日本人ではない」からといって排除されたのである。

ポツダム宣言には日本から厳しく賠償を取り立てるとあったが、冷戦、殊に朝鮮戦争が始まると、米国は連合国に賠償を放棄するよう求め、日本が生産物と役務の形で支払いに代えるという方法を案出した。これがODAの発端となったと言われている。

朝鮮人元戦犯たちは、補償を求めて国会議員に訴え、裁判も起こしたが「賠償は日韓条約で解決済み」との答弁が繰り返されてきた。彼らは補償立法を求めて現在も活動している。

【最後に】

ポツダム宣言で言う「厳しく裁くべき我らの捕虜の虐待」。「我らの捕虜」とは白人捕虜のことで、アジア人捕虜は原則として「解放」したとする。BC級戦犯裁判では、これら捕虜と抑留された連合国民間人（オランダ人、米国人等）への虐待も厳しく問われたが、戦場となったアジアでの住民被害は十分に上げられたとは言えない。また日本政府の自国民に対する犯罪も戦争裁判の対象にはなっていない。戦時性暴力の裁判も極めて不十分である。日本の侵略戦争を裁いた裁判で、何が、また誰が裁かれ、裁かれなかったのは何で、誰なのか。刑死した人々の思いが凝縮された“愛”^{アガベ}の像を見て、今後も考え続けていきたい。

（文責 新聞委員会）

* 内海愛子（うつみあいこ）さん

恵泉女学園大学名誉教授。アジアの視点を持ち、弱者やマイノリティの問題に取り組む。著書『朝鮮人BC級戦犯の記録』（岩波書店）、『戦後補償から考える日本とアジア』（山川出版社）ほか